

令和元年度第4回岡崎市景観審議会議事録

1 会議の日時 令和2年2月12日(水) 午前10時00分～午前11時00分

2 会議の場所 岡崎市役所東庁舎 6階 601会議室

3 会議の議題

- (1) 諮問第4号 岡崎市景観計画の変更について
- (2) 諮問第5号 景観重要建造物の指定について(まるや八丁味噌土蔵)

4 会議に出席した委員(12名)

学識経験者	島津 達雄
学識経験者	杉野 丞
学識経験者	瀬口 哲夫
学識経験者	中根 克弘
学識経験者	長谷川 明子
学識経験者	堀越 哲美
各種団体	天野 裕
各種団体	横山 正登
各種団体	後藤 仁
各種団体	加藤 由里子
各種団体	柴田 芳孝
公募市民	近藤 忠彦

5 事務局

都市整備部まちづくりデザイン課	課長	市川 正史
都市整備部まちづくりデザイン課	副課長	木下 政樹
都市整備部まちづくりデザイン課	景観推進係係長	成瀬 晋
都市整備部まちづくりデザイン課	景観推進係主事	片岡 拓己
都市整備部まちづくりデザイン課	景観推進係事務員	神尾 実沙

6 会議の公開の可否について

本日の会議について、事務局から岡崎市景観審議会運営規程並びに岡崎市情報公開条例における会議の公開及び非公開に関する諸規定の説明を行うとともに、公開すべき旨の提案をしたところ、全会一致で承認された。

7 議事録署名者の指名

瀬口会長が議長として杉野委員及び横山委員を議事録署名者に指名した。

8 諮問第4号 岡崎市景観計画の変更について（説明）

議長が諮問第4号に関する説明を求め、提出した資料に基づき事務局（神尾事務員）による説明が行われた。そして次の趣旨の質疑がなされた。

横山委員

パブリックコメントを実施した結果、意見が0件という状況をどのように捉えているのか。

事務局

景観重要公共施設の追加指定については、公共施設管理者が制限を受けるものであり、市民への影響はほとんどない。また、景観形成基準の変更については、市民、建築関係者などに影響があると思うが、景観整備機構である愛知建築士会と愛知県建築士事務所協会に周知を依頼し、パブリックコメントは問題なく実施されたと考えている。

横山委員

景観行政に対する市民の意識の低さということではないのか。

瀬口会長

意識の低さだと考える。公共空間は行政だけのものではない。市民に景観意識が芽生えるように工夫してほしい。

横山委員

パブリックコメントで公開される内容や文面は子供でも分かり、意見が言えるような内容にしてほしい。意見を持っている人はいると思う。

堀越委員

岡崎市景観計画案9ページ 殿橋と明代橋のたもとの交差点が景観重要道路ではなく景観重要河川になっているのはなぜか。

事務局

今回は、殿橋と明代橋を景観重要公共施設に指定することとして県と協議を行ってきた。橋梁は乙川の河川区域を占有している状態であり、県の管理区分上の理由から、橋梁ではない部分は次回の指定に見送ることとした。

堀越委員

指定済みの堤防道路は、道路であり河川でもあるということか。

事務局

原則として、景観重要公共施設の区域分けは計画案 11 ページ 乙川河川緑地における区域の模式図のとおりとしている。

瀬口会長

例外があるのであれば、そのように表記しておくべき。橋の部分が景観重要道路であることがわかるよう修正すること。

島津委員

個人的にパブリックコメントの意見の件数に興味がある。例えば、他の委員会では 500 人程いる総代に意見を聴くということもあった。素人の意見が役に立つこともあるため、積極的に意見を得るよう努めてほしい。

事務局

承知した。

瀬口会長

説明資料 01 ページ 「1 意見と対応」について数点意見がある。

届出における景観形成基準の変更について、最初の意見への対応の中で「在来種の定義」とあるが、在来種はすでに決まっているため定義を検討する必要はない。

景観重要公共施設の追加指定について、2 つ目の意見に対して「外来種の保全について要望する」とあるが、保全は今ある樹木を守るという意味になる。必ずしも現状の街路樹の状態が良いとは限らないため、どのような街路樹がふさわしいのか等も含めて検討してほしい。

景観重要公共施設の追加指定について、4 つ目の意見に対して「国や県が定める景観配慮指針及び各種ガイドライン等に沿って整備をすれば問題ないを考える」とあるが、国や県の景観配慮指針等ではカバーできない岡崎らしさを出せるように工夫してほしい。

杉野委員

説明資料 02 ページ 4 景観重要公園（籠田公園、中央緑道）の整備方針について、「岡崎城跡などの歴史性」に修正したとあるが、「岡崎城跡（おかざきじょうせき）」と読むのか、「岡崎城跡（おかざきじょうあと）」と読むのか。読み方次第で範囲が異なるため、市の考えに合った表現にしなければならない。

事務局

籠田公園が岡崎城の総構えに位置することから、「岡崎城跡(おかざきじょうせき)」と想定していた。

瀬口会長

誤解を生まないために「岡崎城跡及び総構え」と表記すること。

事務局

承知した。

議長が諮問に関する質疑の終結を宣言した後、この件について採決を行った結果、全員同意となった。原案を了承し、その旨を答申することについて全会一致で決定した。

9 諮問第5号 景観重要建造物の指定について(まるや八丁味噌土蔵)

議長が諮問第5号に関する説明を求め、提出した資料に基づき事務局(片岡主事)から説明した。そして次の趣旨の質疑がなされた。

島津委員

説明資料に指定提案書を添付すべきではないのか。

事務局

指定提案書に記載されている内容は、説明資料に記載されているものとほぼ同じものであるため、不要だと判断した。今後、指定提案書も添付すべきか、審議会の意見を伺いたい。

瀬口会長

ケースバイケースで対応していく。

島津委員

資料添付の必要性については、事前に会長と相談して判断すべき。
指定提案書にはどのようなことが書いてあるのか。

事務局

説明資料 03 ページ 「6 指定の理由となる外観の特徴」に指定提案書に記載された内容を転記してある。

柴田委員

説明資料 02 ページ 「3 沿革」について、「純情きらり」の口ケが行われたとあるが、

今回指定候補である土蔵ではロケが行われていないのではないかと。

事務局

まるや八丁味噌の事務所棟の南東に位置する蔵で撮影が行われた。

横山委員

杉野委員に尋ねたい。この程度の蔵であれば全国にたくさんあるように思うが、あえて景観重要建造物として指定する価値があるとお考えか。

杉野委員

説明資料 03 ページにこれまで指定した景観重要建造物の一覧が載っており、八帖地区では伝統的な蔵並みとして代表されるカクキュー八丁味噌やまるや八丁味噌の建造物がいくつか指定されている。今回の土蔵は、八丁蔵通りのアイストップに位置し、八帖地区の西側の景観形成に寄与している。建築自体の魅力というよりも、地域の景観を形成する点でとても重要であると考えます。

近藤委員

なぜ土蔵だけを指定するのか。他にも指定すべき建造物はないのか。

事務局

指定基準に適合すれば指定できるが、所有者からの提案内容が土蔵のみを対象としているため。

近藤委員

所有者は、土蔵以外の建造物も含めて景観重要建造物に指定することを検討した上で、土蔵のみを提案することとしたのか。

瀬口会長

土蔵は指定基準に適合するため提案することとなったが、他の建造物の提案を検討したわけではないだろう。説明資料 05 ページの屋敷図から、現在どれだけのものが残っているのかを調べ、今後の指定に反映していけると良い。

説明資料 02 ページ 「3 沿革」について、「開祖弥治右エ門」とあるが、「開祖太田弥治右エ門」とすることが望ましい。

横山委員

説明資料 02 ページ 2-(7)について、建築年代の表記は「江戸期」が良いのか。推定でも良いからもう少し詳細な表記にしてほしい。

事務局

説明資料 03 ページ 「7 その他」で棟札から推定した建築年代を表記した。

杉野委員

詳細な書き方をすると、後で修正が必要になる可能性も出てくるので、今後は「江戸後期」のようにやや詳細に表記してはどうか。

瀬口会長

建築年代として「江戸後期」に加え、さらに正確に書くとするのであれば、修理の年代を記載するとわかりやすい。

事務局

今後、そのように表記していく。

議長が諮問に関する質疑の終結を宣言した後、この件について採決を行った結果、全員同意となった。この結果をもって、原案を了承し、その旨を答申することについて全会一致で決定した。

事務局から連絡事項として、令和元年度の岡崎市景観審議会は今回が最後であると報告された。緊急で案件が生じた場合は、事務局から別途連絡をする。

議長が全ての議事日程の終了を告げ、令和元年度第4回岡崎市景観審議会を閉会した。